

浄化槽法の一部を改正する法律 (令和元年6月19日法律第40号)

其 田 茂 樹

はじめに

浄化槽法の一部を改正する法律（以下、本法律という）は、衆議院環境委員長により法律案が第198回国会に提出された（2019年6月4日受理）。2019年6月6日に衆議院本会議で可決（賛成会派：自由民主党、立憲民主党・無所属フォーラム、国民民主党・無所属クラブ、公明党、日本維新の会、社会保障を立て直す国民会議、社会民主党・市民連合、希望の党、未来日本、反対会派：日本共産党）された。同日、参議院に送付され、参議院においては環境委員会に付託された。6月11日に同委員会で可決、翌12日には本会議で可決（賛成会派：自由民主党・国民の声、立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・希望の党、無所属クラブ、沖縄の風、反対会派：日本共産党）されている⁽¹⁾。本法律の公布は、2018年6月19日である（法律番号40、施行日は「浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（2019年9月6日閣議決定、同年9月11日公布）により2020年4月1日とされた）。

本法律は、国立国会図書館ウェブサイト「日本法令索引」によると、今回の改正は「第4次改正」と位置付けられている。

本稿の課題は、これらの法律改正の概要や可決に至る過程での論点、地方自治体への影響等を整理することである。

(1) 各派に属しない議員3名のうち、議長を除く2名はいずれも賛成である。

1. 主要改正箇所の概要

図表 1 は、国会提出時の本法律の概要を示したものである。

浄化槽法の目的は、「浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」（第 1 条）である。本法律が、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」のために必要となった背景も重要であると思われる。

図表 1 をみると、その背景には、単独処理浄化槽が浄化槽全体の 53%、400 万基残存していることから、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要であること、水質に関する定期検査の受検率は 40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要であることが挙げられている。

図表 1 法律案の概要

<p>法改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国では単独処理浄化槽（※）が浄化槽全体の53%、400万基残存。環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5 ※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。 水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7 	
<p>第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置</p> <p>都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。 ⇒ 相当の期限を定めて勧告・命令も可能。</p> <p>※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの</p>	<p>第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除</p> <p>浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。</p>
<p>第2 公共浄化槽</p> <p>一 公共浄化槽の設置に関する計画 市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。 （計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）</p> <p>二 排水設備の設置等 ・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。 ⇒ 違反者には勧告・命令が可能。 ・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）</p> <p>三 その他公共浄化槽に関し必要な事項 ・排水設備の検査 ・使用に係る料金など</p>	<p>第4 浄化槽台帳の整備</p> <p>都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。</p> <p>第5 協議会の設置</p> <p>地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。</p> <p>第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保</p> <p>保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。</p> <p>第7 環境大臣の責務</p> <p>環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。</p>

（出所） [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/198hou16siryou.pdf/\\$File/198hou16siryou.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/198hou16siryou.pdf/$File/198hou16siryou.pdf)（閲覧日2019年11月7日）。

以下、**図表 1**の項目を中心にして具体的に整理しておく。

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置（要綱第六：附則第11条関係）

ここでは、特定既存単独処理浄化槽を位置付け、それに対する都道府県知事の措置を定めている。

図表 1では、これを「既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を生ずるおそれのある状態にあると認められるもの」としている。既存単独処理浄化槽は、2000年における浄化槽法の改正（平成12年6月2日法律第106号）において、浄化槽の定義から単独合併処理浄化槽を削除した（合併処理浄化槽の設置を義務付けた）ことにともない、既存の単独処理浄化槽については、改正後もいわゆる「みなし浄化槽」として浄化槽法上の浄化槽とみなしつつ、原則として、合併処理浄化槽への設置替え等に努めなければならないこととしているが、この「みなし浄化槽」が既存単独処理浄化槽にあたる⁽²⁾。

このような既存単独処理浄化槽のうち、浄化槽法に定める水質検査（第7条）、定期検査（第11条）による報告、その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものを特定既存単独処理浄化槽と規定し当該浄化槽の管理者に対して除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導することができる（附則第11条）。

都道府県知事は、助言又は指導をした場合においてなお改善されないと認めるときには勧告を（同条第2項）、さらには、当該勧告に期限を定めて、措置をとることを命ずることもできる（同条第3項）。第3項の命令に違反した者には30万円以下の罰金が科せられる（同条第5項）。

(2) 公共浄化槽（要綱第二）

この法律において「公共浄化槽」とは、浄化槽処理促進区域（第12条の4）内に存する浄化槽のうち、市町村の設置計画（第12条の5）に基づき市町村が管理するもの等を指す。

(2) 例外とされたのは、下水道法第4条第1項等により定められた予定処理区域内で排出されるし尿である。

要綱第二は浄化槽処理促進区域（第3章の2関係）とされており、改正後の法律においては、目次に「第3章の2 浄化槽処理促進区域」、「第1節 浄化槽処理促進区域の指定（第12条の4）」、「第2節 公共浄化槽（第12条の5－第12条の17）」を新設するなど本法律において新たに定められることとなった主要な部分であると思われる。

浄化槽処理促進区域は、市町村が、当該市町村の区域（下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域を除く）のうち浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を指定することができるもので、指定にあたってはあらかじめ都道府県知事と協議しなければならない（第12条の4第2項）⁽³⁾。

設置計画については、設置場所、種類、規模及び能力、設置の予定年月日等を定めるものとする（第12条の5第2項）こと、設置計画作成に際しては、あらかじめ当該浄化槽が設置される土地の所有者及び当該浄化槽で汚水を処理させる建物の所有者の同意を得なければならないこと（同条第3項）等が規定されている。

市町村は、公共浄化槽の設置が完了したとき、当該浄化槽で汚水を処理させることとなる建築物の所有者に対しその旨を通知しなければならない（第12条の7）、それを受けた所有者等は遅滞なく当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない（第12条の8）⁽⁴⁾。市町村は、これに違反している者に対して、相当の期限を定めて実施を命令することができる（第12条の8第3項）。ただし、当該建築物が近く除却され又は移転される予定のものである場合、必要な資金の調達が困難な事情がある場合等相当の理由があると認められる場合は、この限りではない⁽⁵⁾。

資金調達については、市町村が資金の融通又はあっせんに努めるものとする（第12条の8第4項）ほか、国は、市町村が当該の資金の融通を行う場合に、これに必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとしてとされている（第12条の8第5項）。

その他、排水設備等の検査に関する市町村の権限（第12条の12）や料金（第12条の

(3) 要綱第二の最初の項目は、この浄化槽処理促進区域の指定である。

(4) この場合において、当該建築物にくみ取便所が設けられているときは、遅滞なく、その汲み取便所を水洗便所に改造しなければならない。

(5) ここには、特に罰則の規定はない。

14) 等について規定されている⁽⁶⁾。

(3) 浄化槽の使用の中止及び義務の免除及び環境大臣の責務（要綱第一）

図表 1 においては、第 3 と第 7 に分かれているが、要綱においては第一「浄化槽の管理に関する事項」としてまとめられているため、本稿においてもここで取り上げることにする。

前者に関しては、浄化槽管理者は、浄化槽を清掃したうえで当該浄化槽の使用を休止するときは、その旨を都道府県知事に届け出ることができ（第11条の2）、また、使用を再開したとき又は使用が再開されていることを知ったときには、30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない（同条第2項）ことを新たに規定している。

この届出のあった浄化槽に関しては、浄化槽管理者の義務として、環境省令に定めるところにより浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない（第10条）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない（第11条）旨をそれぞれ規定しているのに対し、使用の休止の届出にかかる浄化槽については例外とする旨を付け加え、届出のあった浄化槽については当該浄化槽の使用の再開までは保守点検等の義務を免除することとするものである。

後者については、環境大臣は、都道府県知事に対して先述の水質検査に関する事務その他第3章（第8条から第12条の3）に規定する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない（第12条の3）としている。

(4) 浄化槽台帳の整備（要綱第四）

都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、それぞれの区域に存する浄化槽ごとに土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称、水質に関する検査の実施状況等を記した台帳を作成するもの（第49条）とされ、当該台帳作成のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情

(6) 料金については、条例で定めるところにより徴収することができる（第12条の14）とし、汚水の量及び水質その他使用者の使用の態容に応じて妥当なものであること、能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること、定率又は定額をもって明確に定められていること、特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと、を原則としている（同条第2項）。

報の提供を求めることができる（同条第2項）ものとした。

（5） 協議会の設置（要綱第五）

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共下水道の設置等、浄化槽台帳の作成その他の都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県または市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽の保守点検をする者、指定検査機関その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会を組織することができる（第54条）こと等が定められた。

（6） 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保（要綱第三）

これは、都道府県等において条例により浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けることができることを定めた第48条について、当該条例に定めるべき事項を列挙した同条第2項のうち第3号を「浄化槽管理士の設置に関する事項」から「浄化槽管理士の設置及び浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項」と改めるものである。

図表1によれば、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すのが、第1・第2・第5、浄化槽管理の強化につながるのが、第3から第7であるとしている。

前者について、特に、特定既存単独処理浄化槽について、罰金の定めまで行いながらその解消を目指そうとしている点や、「公共浄化槽」を法的に位置づけ、その設置に関する規定を整備していること（すなわち、第3章の2の新設）は、本法律における特徴であると思われる。また、図表1では後者に位置付けられているが、浄化槽台帳を整備し、都道府県等が現状を把握しようとしていることも、合併処理浄化槽への転換促進にもつながるのではないかと思われる。

なお、公共下水道という名称は用いていないが、従前から浄化槽設置整備事業には個人設置型と市町村設置型が存在しており、個人設置型が約6割の個人負担であるところ、市町村設置型では約1割となっている。本法律における公共下水道は前述のとおり排水設備を個人負担で行い、その資金について融通又はあっせんに努めることとなっているが、市町村設置型と比較してどの程度の負担軽減となっているか等が普及させるための重要な要素となると思われる。

さらに、市町村設置型や公共下水道の場合、複数世帯の汚水を同時に処理する共同

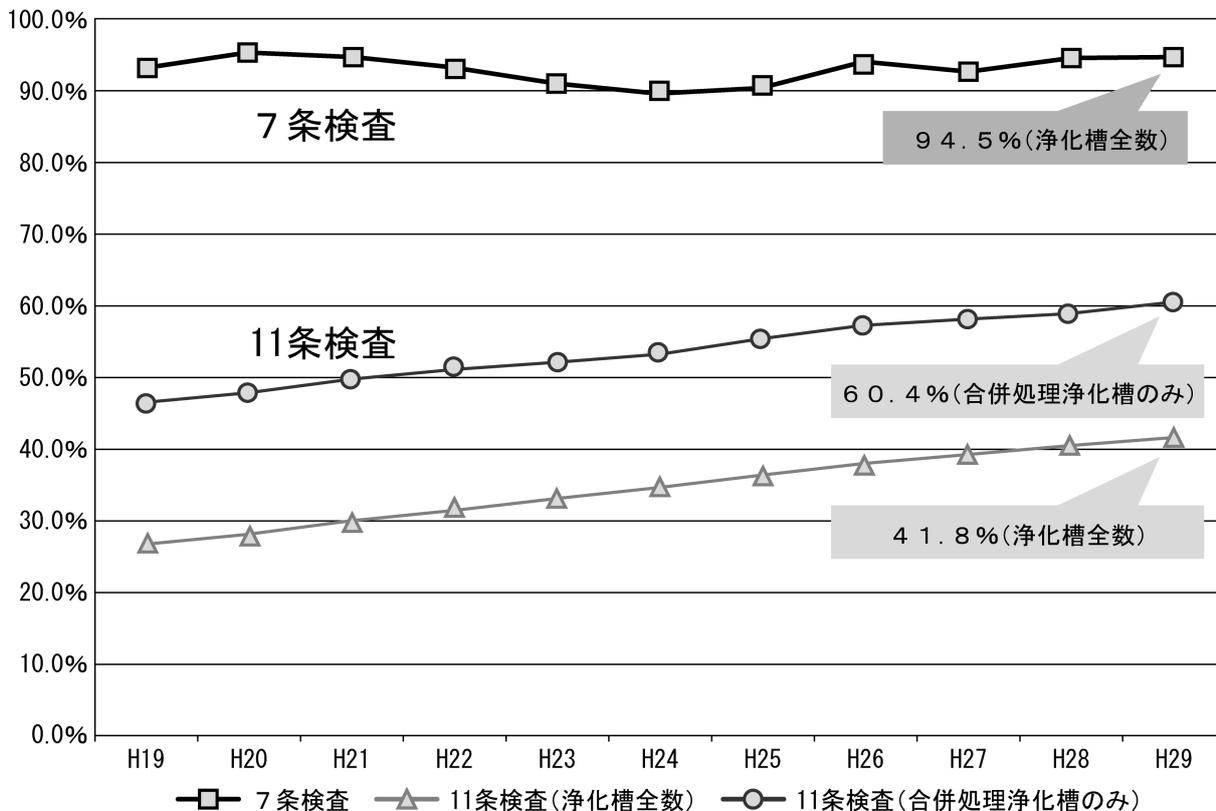
設置も検討されることになると思われ、これは、共同浄化槽の位置によって排水設備の費用負担も異なる可能性があることから行政による調整が重要となると思われる。

後者については、休止等された浄化槽について点検等の義務を免除することで、より実質的な受検率とすることができる可能性があると思われる。この意味においては、浄化槽設置区域における人口（世帯数）の減少（これ自体は着実に進展しているものと思われる）も受検率の向上要件となりうるであろう。現に、受検率そのものは増加傾向にある（**図表 2** 参照）⁽⁷⁾。これらのことから考えると、本法律の立法事実としては前者の方がより重要なものと位置付けられていると思われる。

以上が、本法律において改正された点の概要である。次に、議員立法であること等からそれほど多くの質疑がなされたわけではないが、法案の審議状況から論点を析出し、課題への接近を試みる。

(7) **図表 2**からもわかるように**図表 1**のいう受検率40%は、11条検査（第11条において原則として年に1回の水質検査が定められている）における浄化槽全数の数値を指しているものと思われる。

図表2 法定検査の受検率の推移



		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
7条検査	浄化槽全数	93.2%	95.0%	94.7%	93.1%	91.1%	89.7%	90.4%	93.8%	92.5%	94.5%	94.5%
11条検査	浄化槽全数	26.6%	28.2%	29.9%	31.8%	33.2%	34.6%	36.3%	37.9%	39.4%	40.3%	41.8%
	合併処理浄化槽のみ	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%	57.1%	58.3%	58.9%	60.4%

備考

平成26年度調査より、受検率の算出方法を変更したため、以前の受検率についても同様の計算方法で再計算を行っている。

- 平成26年度調査以降の計算方法（検査対象基数を正確に把握していない都道府県に対し、適用している）

（7条検査）検査対象基数算定式 [検査対象基数] = [前年度新設基数] * 11/24 + [当該年度新設基数] * 13/24

（11条検査）検査対象基数算定式 [検査対象基数] = [当該年度設置基数] - [前年度新設基数] * 11/24 - [当該年度新設基数]

（出所）環境省ウェブサイト

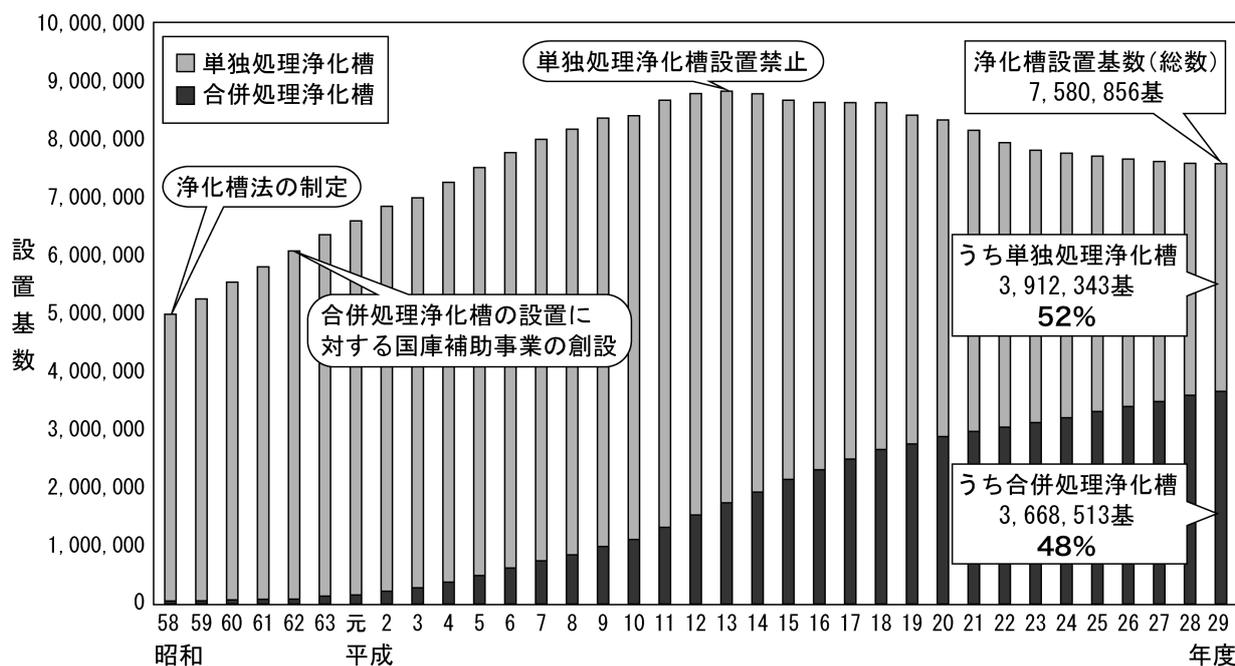
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/111070.pdf>（閲覧日2019年11月7日）

2. 審議の経過等

浄化槽法は、第96回国会に議員立法として提出されたものに端を発する。会期との関係で2度の継続審査を経て1983年4月26日に第98回国会において、継続審査とされていた同法案を撤回、新たに「浄化槽法案」を衆議院社会労働委員長から提出されたものである。この法案が可決成立し、昭和58年法律第43号として1983年5月18日に公布、1985年10月1日に施行されたものである。

図表3は浄化槽設置基数の推移であるが、浄化槽法制定から基数は順調に伸びていくものの、そのほとんどが単独処理浄化槽であったことがわかる。2000年の改正において単独処理浄化槽の設置が禁じられて以降も今日に至るまで浄化槽の過半が単独処理浄化槽であることが見て取れる⁽⁸⁾。

図表3 浄化槽設置基数の推移



(出所) 図表2に同じ。

(8) このときの改正では、浄化槽の定義から単独処理浄化槽を削除し、合併処理浄化槽のみを浄化槽とすること、原則として浄化槽をし尿のために使用する者は、雑排水を浄化槽で処理した後でなければ公共用水域等に放流してはならないものとするなどの改正が行われた。

2000年以降の大きな改正としては、2005年の改正がある。このときには、浄化槽法の目的に「公共用水域等の水質の保全等」を明示、「し尿等」を「し尿及び雑排水」と改めること、浄化槽からの放流水の水質基準を定める等したこと、浄化槽設置後の水質検査の検査時期を明確にすること等の改正が行われている。

本法律は、衆議院において委員会付託等が省略されている。そこで、本法律の起案説明や環境の基本施策に関する件などとして言及されたものも含めて検討していく。

時系列的には本法律の提出前である2019年5月10日に開かれた衆議院環境委員会（第5号）において国民民主党の小宮山泰子氏、公明党の古谷範子氏が浄化槽を題材に質問している（引用中の下線は筆者による、また、適宜省略等している）。

小宮山氏

「全国にいままだ約1,200万人が、くみ取り式であったり、また単独浄化槽等が使用されておりまして、生活雑排水はいまだ未処理の状態が続いていると言えます。

単独浄化槽から合併浄化槽への転換をより積極的に推進するための内容や、公共浄化槽の設置に関する規定、浄化槽台帳の整備、協議会の設置など、改正において、これまでも議員立法などで進めさせていただいておりましたけれども、やはり盛り込んでいくべきだと考えております。平成12年には、浄化槽法改正によって、新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることが義務づけられましたけれども、新設が禁止となる中でありますが、単独処理槽が約400万基、現在も残っているのが日本の現状であります。

単独浄化槽から合併浄化槽への転換推進などは最重要課題とも言えますけれども、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換推進について、環境省の現在の取組について、また今後の展望についてお聞かせください。」

山本昌宏氏（環境省環境再生・資源循環局長）

「ただいま御指摘いただきましたように、単独処理浄化槽、まだ約400万基残っているということで、これを合併処理浄化槽に転換していくということは最重要課題の一つと認識しております。中でも、水質改善や防災対策の観点からも重要ですし、老朽化が進んでおりますので、特に公衆衛生上の観点からも合併処理浄化槽への転換促進を行う必要があるという認識でございます。

政府では、昨年6月に廃棄物処理施設整備計画を閣議決定いたしまして、この中で、浄化槽整備区域内の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換につきまして具体的な目標を新たに設定いたしました。

それに加えて、本年度予算におきましては、合併処理浄化槽への転換というところ

に重点化をいたしまして、その転換のために必要な宅内配管工事費用、これを新たに補助の対象としております。

「このように補助の制度も変わりましたので、こういったものを最大限活用して、積極的に地方公共団体あるいは団体に対しても周知を図りながら、単独処理浄化槽からの転換というのを全力で進めてまいりたいと考えております。」

古屋氏

「初めに、合併処理浄化槽の整備状況とその特性についてお伺いをいたします。」

山本氏

「まず、合併処理浄化槽の普及状況ということでございますが、平成29年度末現在において、約367万基という整備状況となっております。

それから、特性につきましてですが、浄化槽は、水環境保全上につきましては下水道と同等の処理性能を有している、そして、特に人口密度の低い地域において比較的安価に整備できて、短期間で整備できる、さらに、地震等の災害に強いというような特徴を有しております。また、地域の水環境保全を通じまして農林水産業や観光業の振興といった地方創生につながる地域の活性化を図るという意味でも、重要な汚水処理施設と考えてございます。」

古屋氏

「そこでまず、単独処理浄化槽設置者に対する指導を強化していく、あわせて合併処理浄化槽への転換を強力に推進すべきと考えます。また、浄化槽本体のみならず、転換に付随する宅内配管工事への助成が必要と考えます。これは本年度予算での対応が図られていると承知をしておりますけれども、その詳細についてお伺いをいたします。

せっかくの政策予算も知らないと使われないわけですので、徹底した周知が必要かと思います。その対応についてもお伺いをいたします。

あわせて、市町村整備推進事業の市町村の浄化槽を整備する区域において、単独浄化槽等を使用している住民が同意した場合には、市町村が設置する合併処理浄化槽の使用を推進すべきというふうに考えております。」

山本氏

「個人の方にとりましては、既に単独処理浄化槽をつけることでトイレの水洗化が実現してしまっているの、そこであえて生活雑排水まで含めて処理をする、コストのかかることをやっていただくというのは非常に大きなハードルがございました。それで、先ほど御指摘ありました本年度の予算で、こちら単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する

場合、その宅内配管工事、水回りの工事をしていただく費用を新たに補助の対象に追加するという予算をお認めいただいたところでございます。これは、従来、なかなか普及の進まなかった個人の方に対する訴求という意味では非常に大きな変更だと考えております。それから、もう一点、市町村整備事業についての御指摘がございました。こちら、浄化槽は、基本的には個人が設置するものに対して市町村が助成するという形なんですが、市町村みずからが、下水道と同様に、市町村の事業として、設置主体となって浄化槽を整備する浄化槽の市町村整備推進事業ということがございまして、これは特に生活排水対策が重要な地域を面的に整備していけるという意味でも重要な施策だと考えております。これに関連しまして、本年度の予算で、浄化槽の整備区域におきましては、汚水処理人口100人以内で、比較的小規模で処理を行う共同浄化槽の整備に対しても予算として新たなメニューを設けさせていただきました。個々につけるとコストがかさむ場合で、何軒か一緒になってやることでコスト的にも安くできる、こういった形でできるようになりましたので、こういったものも活用して、地域の実情に沿って多様な形で汚水処理施設の整備が可能となりました。」

古屋氏

「次に、検査体制についてお伺いをしてまいりたいと思います。浄化槽が、持続可能で信頼をされる汚水処理サービスとして生かされていくために、浄化槽システムへの信頼性を向上することが必要であると考えております。単独浄化槽を含めて検査体制を強化していくことが必要だと思います。2005年の浄化法改正によりまして、法定検査に基づいて行政指導を行うということが明確化をされました。これを契機に、浄化槽法定検査の見直しに関する検討が進められてまいりました。浄化槽の設置及び維持管理に対する行政指導を強化していくためには、公平性の観点から、浄化槽法第7条検査及び第11条検査の受検を徹底していく必要があります。資料をいただきましたけれども、2017年度末時点において、全国平均の受検率が今41.8%ということでありまして、合併処理浄化槽に限れば60.4%ということで、いまだ低い水準になっておりまして、多くの都道府県では第11条検査の受検率向上が喫緊の課題となっております。さらに、近年、合併浄化槽の省スペース、高性能化による構造が複雑化をしております、浄化槽管理士の高い維持管理技術というものが求められていると思います。一部の自治体では、保守点検業者の技術力向上に関する都道府県の取組を条例で規定をしております。また、浄化槽管理士の知識及び技術の向上に向けた取組は極めて重要だと思っております。登録、更新の際に、浄化槽管理士が最新の浄化槽技術、知識を身につけていくことができるよう、研修の仕組みというものも重要ではな

いかというふうに考えているところでございます。この受検率の向上のためには、受検者のメリットを高める必要があり、検査結果から浄化槽の調整や補修が必要と認められた場合には、速やかに改善できる仕組みを地域で構築していくことが必要だと思います。

この検査体制強化の取組についてお伺いをいたします。」

山本氏

「委員御指摘のとおり、浄化槽法第7条、第11条に基づきまして検査をするというところをしっかりとやっていくことが浄化槽の信頼性向上にとって非常に大きいということは、おっしゃるとおりでございます。特に、定期検査は、浄化槽が適正に設置されて、その後、保守点検、清掃が適正にやられている、浄化槽の機能が正常に維持されているということを確認するという意味で、都道府県が指定する検査機関が年1回行うという仕組みでありますので、これは浄化槽の信頼性を保つ根幹となる仕組みだと考えております。ただ、受検率は、委員御指摘のとおり、単独処理浄化槽も含めた全体では41.8%、合併処理浄化槽に限ってもまだ60.4%ということでもありますので、まだまだ改善を図らなければならない状況だと考えております。特に受検率の高い地方公共団体もございまして、そういったところは、浄化槽台帳システムを整備したり、あるいは保守点検、清掃、法定検査などを一括で契約したりとか、あるいは、未受検者に対しての受検の勧奨というのを組織的に取り組んでいる。さまざまそういった優良な取組もありますので、そういった優良な取組も参考にしながら、これをしっかりと後押ししていくような取組を進めてまいりたいと思っております。その意味でも、まず未受検の浄化槽をなくしていくという意味では、浄化槽台帳システムをしっかりと整備するということも重要でありますし、あるいは、行政と検査機関、それから維持管理の業者が連携して受検手続を円滑にできるようにする、そういったような取組も重要でございますので、こういったところに積極的に取り組む地方公共団体をしっかりと支援するようにしていきたいと考えております。それから、あと、御指摘のありました浄化槽管理士ですね、実際にそれを管理する国家資格を持った方々の資質向上というものも重要でございます。委員御指摘のとおり、浄化槽もどんどん性能が上がってきて、かつコンパクトなものになってきて、従来と同じような形で維持管理しているだけではいけなくて、また留意すべき点も変わってきているということがありますので、その点につきまして、研修なりを各都道府県で工夫されてやっておられるところがあって、それは本当に望ましいことだと考えておりますので、こういったことに関してでもできるだけ支援をしていくというようなことを方向としては考えていきたい。委員御指摘のように、受検者がメリットがあるというのと同時に、やはり受検していないところで不適切なことが起きて

いるということがありますので、まずはしっかりと受検をしていただいて、悪い浄化槽をしっかりと浄化槽法に基づいて指導していった改善をしていくということが重要だと思いますので、そのための手だて、引き続きしっかりと検討して、講じてまいりたいと考えております。」

古屋氏

「この浄化槽の台帳整備について、引き続きお伺いをしてまいります。

この浄化槽台帳システムというのは、行政において、浄化槽管理者から届出による情報、指定検査機関からの報告、その他浄化槽関係者からの情報整理をして電子データ化をして、データベースとそれを管理するシステムで構成されたものであります。

平成30年度、浄化槽の指導普及に関する調査結果によりますと、都道府県の台帳整備状況は、約17%が未整備、また、システム台帳管理は約70%というふうになっております。また、市町村の台帳整備の状況におきましては、約34%が未整備、システムによる台帳は約30%という結果が出ております。この法定検査受検率の高い県を見ると、先ほどおっしゃいましたように、この台帳整備一括契約、未受検者に対する受検勧奨などが行われているわけでありまして、行政による浄化槽の台帳システムが整備をされれば、維持管理状況等、的確な把握により、行政によるきめ細かな管理指導が可能となってまいります。またさらに、この台帳を整備した上で、過疎化による空き家が増加をしております、当然、その空き家では、使われていない浄化槽が増加をしております。浄化槽法でも、休止や停止などの概念がないために、長期にわたり使用しない浄化槽があっても、年1回の法定検査、数カ月に一度の保守点検が求められております。都道府県や市町村によっては、休止や停止を条例、規則等で規定をしているところもあります。資料をいただきましたけれども、調査によれば、355の自治体において休止制度を活用している、採用しているということであります。浄化槽台帳とあわせて、過疎化で使用していない浄化槽の把握、適切な管理、そして休止などの措置が必要と思いますが、この点についてお伺いをいたします。」

山本氏

「浄化槽台帳に関する問題点、課題につきましては、委員がただいま御指摘のとおりでございます。特に、設置状況、維持管理状況を把握する上で台帳システムは重要であります。先ほど最初の方で御指摘いただいた単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換していくという際にもそういった情報がないといけませんし、あと、先ほど御指摘いただいた休止している浄化槽、これもなかなか行政によっては十分把握できていない。そもそも、どこにどういうものがついているのかが十分把握できていないとその先の施策というのは

できませんので、そういったものをしっかりと把握するという意味でも、浄化槽台帳システムは重要と考えております。」

古屋氏

「次に、災害時における学校、公民館、また公共施設と避難場所への浄化槽の設置についてお伺いをしてまいります。近年、大きな災害が頻発をしております。浄化槽は、分散処理であるために長い配管整備を伴わないために地震等の災害に強い、個別処理であることから、施設がもし損壊した場合でも、その影響範囲が屋内にとどまるために広範囲に影響を及ぼしにくいという特性を持っていると思います。避難場所等災害拠点においても適切な衛生環境、生活環境保全を確保するためにも、平時から地域内にし尿浄化槽汚泥収集システムを確保して、緊急時に必要に応じて利用することができるよう、こうした避難指定場所への浄化槽の設置を進めるべきと考えます。この点についてのお考えをお伺いいたします。」

山本氏

「合併処理浄化槽は、御指摘のとおり、災害に強い構造であって、被災しても早期復旧が可能ということでもありますので、災害に強い町づくりや国土強靱化の観点から重要というふうに考えております。また、さらに、御指摘いただいたように、避難所にそれを設置するということにつきましても非常に有効な手段だと思っております。現状ですが、全国の防災拠点に設置してある浄化槽の基数は、平成29年度末時点で約23,000基ですが、残念ながらそのうちの約1万基は単独処理浄化槽ということでもありますので、こういったものも合併処理浄化槽にしていく必要があると考えております。環境省といたしましては、市町村が地域防災計画等に位置づけて実施する浄化槽の面的整備でありますとか、あるいは防災拠点における浄化槽整備を財政的にも支援しておりますので、引き続き、こういったものを通じて、浄化槽の災害対応ということで整備推進に努めてまいりたいと考えております。」

古屋氏

「最後の質問になります。午前中、小宮山委員も質問されていたんですが、日本の浄化槽の情報発信、国際展開の強化についてお伺いをしてまいります。」

山本氏

「海外からも非常に最近強くそういう期待感があらわれておりますので、今後とも、関係機関、民間企業と連携しながら、しっかりと、浄化槽ニーズの高い国を中心に海外展開を戦略的に推進して、SDGsの国際目標に貢献できるように取り組んでまいりたいと考

えております。」

このように、**図表 1**の記載に内容を中心に法案提出に先駆けて内容を敷衍するようなやり取りが中心となっている。答弁においては、「地方創生」や「国土強靱化」、さらには「SDG s」にも浄化槽が資するものであるとして法案成立をサポート・アピールするものとなっている。法案には盛り込まれなかった海外展開についても「成長産業化」に資するものという認識であると思われる。

2019年6月4日の衆議院環境委員会（第8号）においては、「浄化槽法の一部を改正する法律案起草の件」が議題となり、起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべきとの動議が提出されている。

提出者を代表して公明党の江田康幸氏から趣旨および内容についての説明があり、それに対する質疑が立憲民主党の山本和嘉子氏、国民民主党の西岡秀子氏、日本共産党の田村貴昭氏により行われた。

山本（和）氏

「本法律案の浄化槽転換における意義と目標についてお伺いしたいと思います。」

生方幸夫氏（立憲民主党）

「これらの法改正を通じて、単独浄化槽の合併浄化槽への転換が促進され、汚水処理施設の未普及状況が解消されるとともに、さらなる水環境の水質改善に寄与することが期待されております。」

山本（和）氏

「今回の法案では、従来、保守点検や清掃について、できているところとそうでないところがまちまちであったところを、クラウドサーバーなどを用いて情報連携そして保守点検の質を向上するということを目指しておられるということですが、これらについて、法改正後、具体的な効果、また導入のスケジュールなど、わかっているだけであれば教えていただければと思います。」

江田氏

「今回の法改正では、都道府県等に浄化槽台帳の作成、保管を義務づけることとしております。その趣旨は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進や、この適正な維持管理、災害対応力の強化に向けた情報整理等を効率的に行うためには、浄化槽の設置状況や維持管理状況などを把握することが重要であるということ踏まえたものでございます。この趣旨に照らせば、浄化槽台帳においては、検査機関や保守点検業者、清掃業者等が把握する情報もあわせて一元的に把握することが望ましいと考えられます。政府に対

しては、浄化槽の維持管理の状況を把握するために、都道府県、そして保守点検業者、清掃業者、検査機関等が有するデータを情報共有する浄化槽台帳システムを構築するとともに、その浄化槽台帳システムを広く地方自治体に活用してもらうため、必要な措置を講ずるよう期待しているものでございます。」

山本（和）氏

「合併浄化槽の普及について、政府の浄化槽普及の全体の方針についてお伺いしたいと思います。」

山本昌宏氏（環境省環境再生・資源循環局長）

「まず、御指摘のあった下水道も含めて污水处理施設、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽、それぞれありますので、その特性、経済性等を勘案して、地域の実情に応じた最適な手法を選択して整備をするということが重要と考えております。このため、国土交通省、農林水産省それから環境省の関係3省で、都道府県構想策定のためのマニュアルを策定しております。これをもちまして、今後10年程度を目標に污水处理未普及地域が解消するように三省で取り組んでいく、全体としてはそういうことでございます。そして、合併処理浄化槽につきましても、昨年6月に、廃棄物処理施設整備計画、こちらを閣議決定いたしまして、その中に、今後五年間の具体的な目標といたしまして、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の普及率を50%から70%に引き上げる、また、浄化槽整備区域内に合併処理浄化槽の基数の占める割合を62%から76%に引き上げる、こういった具体的な目標を掲げておりまして、環境省といたしましては、交付金や補助金による支援といったようなことを通じまして、これをしっかりと普及拡大に努めているというところでございます。」

山本（和）氏

「次に、下水道との絡みでお伺いをいたしますけれども、既に浄化槽を設置したところに後から下水道ができたために、下水への接続が進まないというケースがこれまでであったというふうにも聞いております。国交省が所管する下水道事業と環境省が所管する浄化槽事業の十分な連携がとられていなかったためにこういったケースがあったのかなというふうにも思います。また、時代の変化で、かつては下水道整備が予定されていたけれども、現在、現実にそぐわないという地域も多いのではないかなと思うんですが、こうした状況を今後どのように見直していくのか、具体的に教えていただければと思います。」

山本（昌）氏

「まさに今委員御指摘の点が問題となりまして、これはしっかりと政府の中で連携を

とって進めていかなければならないということで、先ほど申しあげました3省庁での都道府県構想策定マニュアルをつくるということをしております。そのマニュアルに基づきまして、汚水処理施設の計画の見直しが、今現在、各地で進められておまして、近年の地方自治体の財政状況や人口減少の状況に鑑みまして、今後、浄化槽の果たす役割はますます大きくなっていくと考えております。今般御提案いただいております浄化槽法の改正案におきましては、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を浄化槽処理促進区域として市町村が指定することができるかとされてございますので、環境省としては、その都道府県構想を踏まえて、しっかりと市町村が円滑に区域の指定ができるように取り組むとともに、関係府省と連携して浄化槽の整備に取り組んでまいります。」

西岡氏

「平成31年度に改正をされました浄化槽設置整備事業実施要綱についてお尋ねをいたします。」

山本（昌）氏

「今御指摘のありました浄化槽の設置整備事業実施要綱につきましては、平成31年の3月29日付で改正をしております。その基本的な方向性としましては、まず一つは、汚水処理未普及人口がまだまだ残っているということで、その解消をしていくという観点から、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の合併処理浄化槽への転換に予算の重点配分をする。それからまた、浄化槽の市町村整備推進事業を重視して、特に市町村にとってコスト削減や経営改善につながるような、PFIの民間活用、大型浄化槽による共同化、公営企業会計の適用というものを重点配分するというような方向性を出しております。それで、具体的には、浄化槽整備区域内におきまして、先ほど御答弁申し上げたような共同浄化槽の整備でありますとか、あるいは、単独処理浄化槽に、転換していただく場合の宅内配管工事、これを新たな補助の対象とするということで、むしろそういったところについては従来より手厚く支援をするという形にさせていただいております。」

田村氏

「単独浄化槽から合併浄化槽への転換にはどのぐらいの費用がかかるのでしょうか。単独浄化槽の撤去について、生活雑排水を浄化槽に引き入れる宅内配管工事について、合併浄化槽本体の購入と設置工事費、それぞれについて教えてください。」

山本（昌）氏

「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に要する費用、仮に五人槽の浄化槽を転

換する場合のモデルケースについて申し上げますと、まず、単独処理浄化槽を撤去する費用として約9万円、それから合併処理浄化槽本体を設置する費用に約90万円、それから雑排水などの配管工事費用に約40万円ということで、合計で約140万円の費用がかかるものと試算されます。」

田村氏

「では、合併浄化槽本体の購入それから設置工事費の自己負担というのは、どの程度のものになるのでしょうか。」

山本（昌）氏

「先ほどのモデルケースで申し上げますと、本体の工事費90万円に対しまして個人負担分6割の54万円が個人負担となるということでございます。」

田村氏

「個人の合併浄化槽を設置する場合に4割の補助がある。市町村設置型では9割ですよ。これは一つの大きな問題になっているわけなんですね。ですから、合併浄化槽を入れたいんだけど、お金の負担の問題があって、しかも、5人槽の場合だったら54万円も自己負担が生じる、ここが合併浄化槽への転換が図られない大きな要因になっているというふうに私は考えるものであります。そこで、この法案なんですけれども、個人の合併浄化槽の本体購入費用と設置の費用に対する新たな支援の拡充というのは盛り込まれているのでしょうか。提案者にお伺いしたいと思います。」

小林鷹之氏（自由民主党）

「新たに何か今回の法改正で規定を設けるというわけではありません。ただ、繰り返しになりますけれども、今申し上げましたもともとの現行法の51条におきまして、国、地方公共団体に対して合併浄化槽の設置、援助の努力義務というものが既に課されているわけですので、今回の法改正の趣旨にのっとり、国、地方自治体に対して相応の対応をしていただくことを期待しているところであります。」

田村氏

「単独浄化槽、全国391万基あって、この合併浄化槽への転換が進んでこなかったその理由は何かとずっと今質問してきたわけなんですけれども、単独で既にトイレの水洗化ができたので、生活排水への浄化は進まないといったところの理由も挙げられていました。しかし、やはり生活していく上で、高齢者世帯が多い、その高齢者世帯は合併浄化槽への経済的な負担がやはり重過ぎる、ここが挙げられると思うんです。それが合併浄化槽への転換が図られなかった大きな理由であると思いますけれども、環境省いかがですか。」

山本（昌）氏

「確かに、今御指摘ありましたようなところが大きな理由だと考えております。特に、私ども、大きな理由の一つとしては、宅内配管工事の負担、これが、トイレの水洗化が実現してしまっているがゆえに、個人にとっては、新たに台所の水などの処理をするというのは、公共のためであって個人の便益につながらないということが最大の要因かと考えておまして、今回、その宅内配管工事に踏み込む補助を認めていただいたということでございます。これを、本年度からでございますので、しっかり運用をしてみても、また、市町村とも意見交換をしながら、よりよい制度を目指して努めてまいりたいと考えております。」

田村氏

「今回の改正案においては、費用負担の改善を行うものとはなっておりません。その一方で、転換を行わない所有者に対しては、罰則をもって勧告、命令を行うこととなっているわけであります。ここは問題であります。こうした問題があり、賛成できないということをお願いして、質疑を終わります。」

この後、起草案を成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることが賛成多数で決定した。

2019年6月6日の衆議院本会議（第21号）において、環境委員長提出の本法律案は、同じく環境委員長提出の動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案と一括して議題となった。質疑・討論等は行われず採決の結果賛成多数で可決されている。

本法律は、2019年6月11日の参議院環境委員会（第9号）において、衆議院本会議と同様に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案と一括して質疑された。

提出者である衆議院環境委員長秋葉賢也氏（自由民主党）より趣旨説明があり、宮沢由佳氏（立憲民主党）、武田良介氏（日本共産党）から質疑があった。

宮沢氏

「生活排水垂れ流しによってどのような問題が生じているのでしょうか。実例を挙げていただけますでしょうか。」

山本昌宏氏（環境省環境再生・資源循環局長）

「生活排水の垂れ流しは河川汚濁の原因となっておりまして、悪臭の発生や景観への影響、水道水源の汚染といった問題が生じます。一例でございますけれども、ある県の県内の河川の水質汚濁は約五割が生活雑排水による影響というような調査結果もございます。国内には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽、約四百万基ありますが、この単独処理浄

化槽は合併処理浄化槽と比べて約八倍の汚濁負荷があるということで、水質に対する影響が大きいと考えております。」

宮沢氏

「環境省は、この点、今後十数年程度を目標に汚水処理未普及地域を解消させるマニュアルを国交省、農水省とともに作成されているとのことですが、今回の改正案はどのようにここに貢献されていくのでしょうか。」

山本氏

「委員御指摘のとおり、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽、それぞれの特性に応じて整備を進めていくということで、三省が連携をいたしましてマニュアルを策定して、今後10年程度を目標に汚水処理未普及地域を解消しようということで取り組んでございます。昨年6月に閣議決定されました廃棄物処理施設整備計画の中で、今後五年間の具体的な目標として、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の普及率を50から70%に引き上げる、あるいは、浄化槽整備区域内に合併処理浄化槽の基数の占める割合を62から76%に引き上げるというような目標を定めております。今回の改正案の中にございます、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を浄化槽処理促進区域として市町村が指定することができることとされてございます。環境省といたしましては、都道府県の構想を踏まえて市町村が円滑に浄化槽処理促進区域の指定を行うよう促すとともに、交付金や補助金による浄化槽整備の支援を進めることによりまして、目標達成に向けて浄化槽整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。」

宮沢氏

「高齢化や人口減少によって、今後浄化槽の果たす役割はどのようにお考えでしょうか。下水道の普及との関係も併せて、環境省、お答えください。」

山本氏

「浄化槽は、特徴といたしまして、特に人口密度の低い地域において比較的安価に整備でき、短期間で整備できるという優れた特徴を有しておりまして、中山間地域での汚水処理に有効であります。また、今後、地域の水環境保全を通じて、農林水産業や観光業の振興、あるいは地方創生につながる地域の活性化という意味でも重要な汚水処理施設であると考えております。」

特に、御指摘のありましたような背景で、今後は人口減少等の社会情勢の変化によりまして、過疎地域など人口密度の低い地域を中心に汚水処理のための施設の整備が進められることとなりますので、浄化槽の役割がより一層重要になるものと認識しております。」

宮沢氏

「台帳に関してですが、台帳の整備についてもこれまでどのような扱いになっていたのでしょうか。都道府県は約20%、市町村は約35%が未整備とのことですが、実際の運用面はどうなっているのでしょうか。」

「今回、台帳整備が義務化されますが、環境省は自治体に対してこのような支援を行いますでしょうか。環境省、お願いします。」

山本氏

「ただいま御指摘いただきました浄化槽台帳につきましては、浄化槽の設置状況、維持管理状況を把握するために非常に重要であるということでありまして、今問題となっております単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、あるいは適正な維持管理を図る上でも効果的だと考えておりまして、従来から環境省では、台帳の電子化、あるいは関係機関との連携、それからGISの活用などを図るために台帳システムの整備や施策への活用を促進するマニュアルを整備して、そういったものの台帳システムの導入に前向きな地方自治体への導入支援といったことに役立たせてきておるところでございます。」

「今回の改正案を受けまして義務付けられるということになりますので、都道府県等に浄化槽台帳の作成、保管が義務付けられることになりますので、環境省といたしましては、この整備が更に促進されていくように具体的な方策について検討し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。」

宮沢氏

「公共浄化槽の使用料について伺います。改正法案12条の14で、使用料徴収について規定されています。市町村によって違うのはもちろんですが、おおよそ使用料のめどについて教えていただきたいと思えます。また、同意をした建築物の所有者は、公共浄化槽への排水施設設置、水洗トイレの改造について遅滞なく行うように義務化されていますが、遅滞なくとはどのくらいの期間を想定されていますでしょうか、お願いいたします。」

生方幸男氏

「公共浄化槽の使用料については市町村の条例で定められることにはなりますが、その額については市町村の人口規模や自然的、経済的、社会的な状況に左右されるため、一概にお答えすることは困難であります。なお、現在条例で実施されている市町村設置型浄化槽については、市町村によって使用料に幅はあるものの、1月当たり平均約3千円から4千円程度であると承知をいたしております。遅滞なくの意味としては、一般に、即時性が強

く要求されるが、その場合でも正当な又は合理的な理由に基づく遅滞は許されるというように解釈をいたしております。公共浄化槽の設置が完了した場合における排水設備の設置義務及び水洗トイレへの改造義務については、あらかじめ、これらの義務が課されることとなる建築物の所有者の同意を得る仕組みとしております。その同意をした方には、公共浄化槽の設置の完了後、事情の許す限り速やかに排水設備の設置等を行っていただきたいというふうに考えております。」

宮沢氏

「特定既存単独処理浄化槽に関し、都道府県知事が助言、指導を行い、次に勧告を行い、それでも従わなければ改善等の命令をするということになってはいますが、それぞれ相当の期限を定めるということになっています。この相当の期限とはどのくらいの期限を示すのか、教えていただきたいと思っております。」

小林鷹之氏

「必要な措置を講ずるために要する期間につきましては、その措置の内容次第で変わり得るものでありますから、一概にお答えすることは困難であります。ただ、いずれにいたしましても、勧告、命令を行う場合につきましては、その対象となる特定既存単独処理浄化槽の状態、必要な措置の内容などを勘案して、その実施のために適切な期限が設定されるものと考えております。また、委員御指摘の、重大な支障が生じた場合の行政対応についてですけれども、これについては、現行法の浄化槽法の第12条の第1項や2項におきまして、都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対しまして必要な助言、指導又は勧告ができるというふうにされております。さらに、浄化槽の保守点検ですとか、また清掃が行われていないと認められるときにつきましては、必要な改善措置を命じて、又は浄化槽の使用停止を命ずることができるとされております。御指摘のような、実際に環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じた場合につきましては、行政においてそのような措置も視野に適切な対応がなされるものと考えております。」

武田氏

「現在でもこの2つの型の推進事業に取り組んでおられるわけですけれども、それでもくみ取り式や単独浄化槽からの転換が進まない理由というのはどこにあるのでしょうか。」

山本氏

「単独処理浄化槽がなかなか転換できない理由としては、転換時の設置費用の個人負担が重い、特に宅内配管工事を含めて余計に費用が掛かるということで、この個人負担が大

きいということがございます。それから、単独処理浄化槽を既に付けているということはトイレの水洗化が既に実現しているということで、なかなか設置者の転換のインセンティブが働きにくいというようなことが要因だと考えております。」

武田氏

「今回の法改正で公共浄化槽の設置が新たに位置付けられておりますけれども、これに対する推進事業というのは、個人型と市町村設置型、どちらに該当するのでしょうか。」

山本氏

「改正案におきまして、御指摘の公共浄化槽につきましては、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、市町村が作成する浄化槽の設置に関する計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するものと定義されております。したがって、市町村設置事業で設置された浄化槽が公共浄化槽に該当するということとなります。」

武田氏

「市町村設置型ということでありまして。つまり、今回の法改正で公共浄化槽の設置を進めるということは、市町村の負担を増やすということにこれにつながります。資料を見ましたら、市町村設置型浄化槽のメリット、デメリットというのが中ほどにありますけれども、デメリットのところには市町村の金銭的負担増加、事務作業量増加というのがありますけれども、市町村の負担が増加するということがここにも記載をされております。今回の法改正で公共浄化槽を設置しようと、市町村の判断で地域指定を行っていくということになっていると思っておりますけれども、市町村自身の負担が増えて、それで本当に転換が進むのでしょうか。環境省、まずお願いします。」

山本氏

「御指摘の点につきましては、今回の改正と並行して予算措置で、本年度から、先ほども申しましたように、単独処理浄化槽からの転換の部分、なかなか設置、転換に踏み切れなかった方に対する宅内配管工事についての新設ということもありますし、あと共同浄化槽というような形で、従来、各戸別の浄化槽でなくて、ある程度おうちがまとまっているところについては集合型での浄化槽の整備も可能にすると。そういったような選択肢を増やしておりますので、市町村としてより柔軟に地域の実情に応じた整備が進められるようになっているというふうに考えておりますので、こういった予算措置と相まって進めてまいりたいというふうに考えております。」

小宮山氏

「公共浄化槽は、現在行われている浄化槽市町村整備推進事業と同様に市町村が浄化槽

を整備することとなっており、御指摘のとおり、市町村の負担が増えることは想定されております。 今回の公共浄化槽については、市町村に整備を義務付けるものでもなく、市町村においては財源と見合いを踏まえながら公共浄化槽の整備を進めていただきたいということで予定をさせていただいております。他方、単独浄化槽の合併浄化槽への転換を促進するためには、公共浄化槽が重要な仕組みであると考えております。地形の問題など様々な課題で今まで浄化槽を入れづらかったところ、また単独浄化槽の転換がしづらかったところなどもございます。市町村が公共浄化槽の仕組みを活用できるように、政府においては、市町村の負担軽減策や助成制度の周知を含めて適切な運用がされるものと考えております。」

武田氏

「環境省から事前に私もお話伺いましたけれども、市町村の負担を軽減をしていくためにPFI方式で運営をしていくということ、これを今環境省の方でも進めておられるわけですが、御説明いただきましたら、これまで全国17の自治体でPFI方式を導入したということをお伺いをいたしました。昨日もお伺いしましたら、このうち、今1期目で、運営中の自治体が9自治体あって、導入後、1期目を終えて2期目も継続しているという自治体は2自治体、PFI方式をやめた自治体が6自治体あるということでありました。なぜPFI方式をやめることにならざるを得なかったのか、この点については法案作成の中で何か検討があったのかどうか、発議者の方にお伺いをしたいと思います。」

小林氏

「今回の法改正案に盛り込ませていただきました公共浄化槽につきましては、PFI方式に限定するものではなくて、公共浄化槽を整備するに当たっては市町村において必要に応じて適切な手法を検討していただきたいと考えております。政府におきましても、どのような手法が本当に効果的なのか、市町村に対し周知をしていただきたいと考えております。なお、今回の法改正におきまして、公共浄化槽の整備等に関して必要な協議を行うために市町村は協議会を組織することができることとなっておりまして、この協議が調った場合につきましては、その構成員はその協議結果を尊重しなければならないこととしております。この協議会におきまして、地域の実情に応じた公共浄化槽の整備手法について協議することも考えられると考えております。」

以上の質疑を経て、討論等は特になく採決の結果多数決により委員会可決した。

2019年6月12日参議院本会議（第25号）では、那谷屋正義参議院環境委員長（立憲民主党）より審査の経過と結果の報告があり、質疑・討論等は特になく採決され、賛成多数で

可決、成立している。

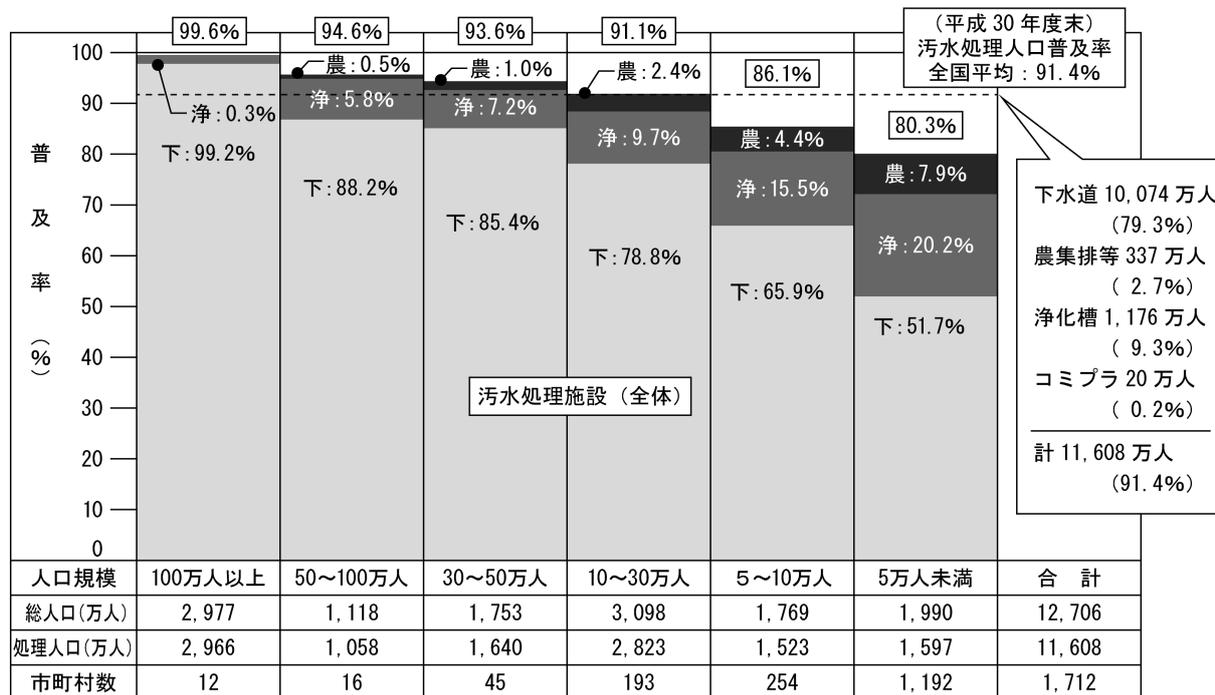
3. 地方自治体等への影響等（小括にかえて）

本法律による地方自治体への影響を概観して本稿をまとめたい。浄化槽法は、本法律に至るまで何度かの改正を経ているがその都度課題となったのは、浄化槽設置の普及、さらには、合併処理浄化槽の設置を普及させることであったと思われる。また、設置された浄化槽が適正に運用されているかについての検査も重要であり、すでに**図表 1** でみたとおりであるが、それらの課題に対応すべく本法律が用意されていることがわかる。

地方自治体行政への影響については、自治体によって大きく異なるものと思われる。すなわち、**図表 4** に見るように人口100万人以上の都市などにおいては、汚水処理人口普及率も高く、汚水処理施設のほとんどが下水道であることから本法律により受ける影響はほぼないものと思われる。

一方で、**図表 4** から人口5万人未満の市町村においては、汚水処理人口普及率は80.3%と低く、浄化槽による汚水処理人口は20.2%と比較的高くなっている。

図表 4 都市規模別汚水処理人口普及率



(注) 1. 総市町村数 1,712 の内訳は、市 794、町 733、村 185 (東京都区部は市数に 1 市として含む)
 2. 総人口、処理人口は 1 万人未満を四捨五入した。
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が 0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。
 4. 平成 30 年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村 (檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村) を除いた値を公表している。

(出所) 環境省ウェブサイト

このように比較的小規模な自治体においては、本法律に沿って、既存のものを合併処理浄化槽に転換し、また、汚水処理人口普及率を向上させる取り組みが求められることになると思われる。

その際に必要となるのは、当該地方自治体内において浄化槽のみならず、下水道等を含めた汚水処理における最適化であると思われる。図表 5 は、佐賀県における取組事例を示したものであるが、佐賀県では、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」により「佐賀県生活排水処理施設整備構想」を見直し、新たに「佐賀県生活排水処理構想」して策定するにあたり、公共下水道、農業集落排水の処理区域を減らし、その分、浄化槽による処理区域を拡大するという「最適化」に行き着いた⁽⁹⁾。

(9) 同マニュアルは、2014年に汚水処理を所管する 3 省 (国土交通省、農林水産省、環境省) が連携し「都道府県構想策定マニュアル検討委員会」を設置して取りまとめたものである。

図表5 佐賀県・佐賀市における「最適化」

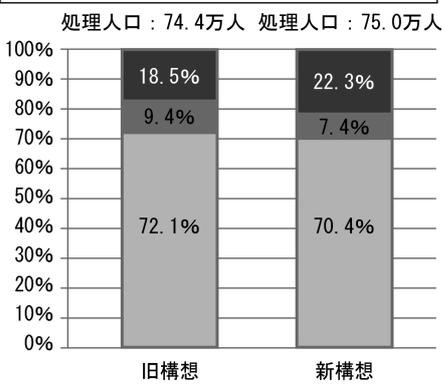
最適な污水处理施設の選択（最適化）（佐賀県）

○持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月30日公表）に基づく都道府県構想等の見直し事例

<都道府県構想の見直し事例（佐賀県）>

佐賀県においては、平成28年3月に都道府県構想が見直され、浄化槽で処理される人口の割合が、18.5%から22.3%へ3.8ポイント増加。

構想見直しの事例



- ※1 集落排水には、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む
- ※2 浄化槽には、コミュニティプラント等を含む

（出所）総務省ウェブサイト

<市町村単位での見直し事例（佐賀市※）>

※H28.3に見直された佐賀県の都道府県構想以前の取り組み内容

○污水处理に係る計画の見直しを実施

- ・公共下水道の処理区を統合し、終末処理場を削減、農業集落排水の処理施設を削減
- ・公共下水道と農業集落排水の処理区域を見直し、削減分を浄化槽に転換

○平成18年度に検討開始、平成30年度に下水道概成予定

	処理区域（単位：ha）			終末処理場・処理施設		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,560	38,007	+447	—	—	—

○効果額（計画）

【イニシャルコスト】

- ・処理施設減による削減効果額
- 建設改良費△248億円
- ・浄化槽設置費用+35億円

【ランニングコスト】

- ・維持管理費△2.8億円（年間）

なお、2018年度末現在、同マニュアルに基づく都道府県構想の見直しは福島県、福井県、静岡県、広島県以外の都道府県において実施済みである（東京都については、污水处理概成済みのため、「見直し済み」として取り扱う）。都道府県内の各市町村においてもこの構想の見直しを受けて、域内の污水处理に関する検討が必要となり、そのための経費や人員を確保する必要が出てくると思われる。

国会における議論の中で公共浄化槽についてのPFI方式に関する議論が若干なされている。これは、地方自治体の財源、人材を民間部門の参画によって補おうとするものであるが、国会の議論であったように、1期で終了している事例が少なからず存在している。

今後、これらの検証も含めて、地方自治体における污水处理の「最適化」がなされることでより本法律が有効に機能すると思われる。

（そのだ しげき 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）